

○足寄町住環境・店舗等整備等補助金（外構舗装工事）交付要綱実施細則

平成 30 年 4 月 2 日細則第 5 号

足寄町住環境・店舗等整備等補助金（外構舗装工事）交付要綱実施細則

（趣旨）

- 1 この細則は、足寄町住環境・店舗等整備等補助金交付要綱（平成 27 年要綱第 27 号。以下「要綱」という。）別表に掲げる外構舗装工事を対象とした補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 外構舗装工事とは、町内建設業者又は町内関係業者が施工する、住宅の外構を舗装する工事をいう。

（補助対象経費）

- 3 補助の対象となる費用は、舗装工事に要する費用とする。

（補助金の額）

- 4 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その額が 50 万円を超えるときは 50 万円とする。

（補助金の交付申請）

- 5 要綱第 5 条の補助金の交付申請には、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
  - （1） 付近見取図、配置図、標準断面図
  - （2） 工事請負契約書又は見積書の写し

（完了報告）

- 6 要綱第 8 条の完了報告には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
  - （1） 工事着工前、完成後の写真
  - （2） 搬入伝票の写し
  - （3） 領収書の写し

附 則

この細則は、公布の日から施行する。